

平成22年度 第4回 常呂まちづくり協議会 会議要旨

◎日時	平成22年10月19日(火)午後6時00分～
◎場所	常呂総合支所 2F 第1会議室
◎出席者	協議会：11名 清井会長、山内副会長、稲田委員、大川委員、葛西委員、佐藤委員、澤向委員、新谷委員、鈴木委員、寺町委員、三角委員、
◎北見市	白石総合支所長、鈴木教育事務所長、三嶋市民環境課長、森田保健福祉課長、辻産業課長、岡本建設課長、芥川生涯学習課長、加藤図書館長、武田ところ遺跡の森所長、表子育て推進室主幹、土島常呂農業委員会局長 文化財課柳谷博物担当係長、山田水産課長 事務局：吉田次長、川村地域振興担当係長、佐伯地域振興担当

開 会

清井会長 : 挨拶

会議成立 : 委員15名中8名出席(自治区設置条例第7条第3項)

議 題

(1) 北見市新課税標識デザイン選考委員会委員の推薦について

事務局 : 資料1に沿って説明

清井会長 : それでは、「北見市新課税標識デザイン選考委員会」委員として、1名を推薦することになりますが、収穫の秋ということで、皆さん大変忙しい時期を迎えており、また、昼間の会議ということで、なかなか選出も難しいと思ひまして、実は私のほうから事務局を通じまして、あらかじめ鈴木委員に打診をさせていただきました。車両ナンバーのデザインということで、職業的にも適任者であると考えお願いしたところであります。鈴木委員からも了解をいただいております、よろしければ、そういうことでお願いしたいと思ひますが、皆さん、いかがでしょうか。

委員一同 : 異議なし

清井会長 : それでは、「北見市新課税標識デザイン選考委員会」委員については、鈴木委員におねがいすることといたします。
鈴木委員、よろしくお願ひします。

(2) 常呂自治区内事業の今後のあり方について

事務局 : 資料の見方、全体的な流れについて説明

清井会長 : それでは、資料2に記載されている順番で担当課より順次説明願ひます。ま

ず、総務課からお願いします。

吉田次長 : 総務課所管事項について資料 2・資料 3 に沿って説明

No.1 防災行政無線整備事業

No.2 防災意識啓発事業（津波ハザードマップ作成費）

No.3 常呂まちづくりパワー支援事業

清井会長 : ただいま説明のありました総務課所管事項について、何かご質問等ございますか。

鈴木委員 : 2 つめの防災意識啓発事業ということで津波ハザードマップ作成費とありますが、以前に一回配られていますよね。

吉田次長 : 以前のは津波のパターンではなく、洪水のパターンです。今回は、津波のシミュレーションを正確に北海道のほうでやりますので、それを基に津波シミュレーションを入れて作り直します。

鈴木委員 : 前回は一度見たのですが、A版の大きなものは各戸でどこかに貼っておくということは無理だと思うんです。一度見たら折ってしまっておくのでどこかへいってしまう。有効に使ってもらうのであれば、A4くらいの大きさのものであればどこかに大事にしまっておいてくださいということは出来ると思うが、A版の大きなものでは、どこかに貼っておいてくださいといっても実際に貼っている家はないのでは。事務所など大きなものが貼れるところにはポスターを作ればいいが、各戸で使うなら、そんなに小さくなくてしまっておけるものの方がいいのではないかと思います。

吉田次長 : 災害マップとかいろいろなものを配っているんですが、市役所からのものはA4版なので、そういうものとあわせて一括で綴じておけるようなものもアイデアだと思うんです。検討してみます。

新谷委員 : 津波ハザードマップといったら津波に特化したものですよね。平成20年度に防災マップを作成していると書いてあるのですが、その啓発もその後順調にされているのかというと、なかなかそんな感じもしないので、機会があるたびに、これは津波ですが、津波だけに限定したマップではなく全体の防災意識を高めるためのマップということに目線移していったらいいのではないかと思います。せっかくお金をかけるのですから。

吉田次長 : 説明が足りなかったのですが、津波だけのマップを作ろうというわけではありません。今回、正式な津波シミュレーションが新たに加わるので、前の防災マップに津波のパターンも取り入れようという考えです。全体的に複合的なマップになると思います。

新谷委員 : 以前、防災の関連の委員会みたいなのがあって、たまたま委員をやっていたのですが、何かことが起こったときにどう対応するのかという具体的なシミュレーションを、例えば町内会だとか消防だとかきちんとした横のつながりが持てるようなものをつくりましょうとあって、結局その後何もされていないような気がするんです。例えば、一人暮らしの独居老人を正確に把握しているとか、独居老人じゃなかったときに誰がどうする。まずは近所の人率先するで

しょうけど、もしかしたら町内会長かもしれませんが、その時にそういった個人情報 の把握もある程度しないと、ことが起こったときに何も出来ないということが起こらないだろうかということがあったんです。そのときに、個人情報の絡みでなかなか個人の情報はといわれましたが、困っている人がいたらどうするのというところでそのままになっていると思うのですが、そういった部分も含めて実際にことが起こったときにどう対応していくのかといったことも、せっかくの啓発する機会ですから改めて検討されたらいいかなと思います。

鈴木委員 : 1の同報系の無線が出来たら、こういうときにこうしますというのがはっきり出来てきますよね。津波になったときにはどうしますとか、具体的にになったものと一緒に配れば、みんな大事だと思って取っておくのではないのでしょうか。

清井会長 : 前に、町内会で各家庭に防災関係で家族や独居老人の把握のため封筒を配って折り返し頂くというのをやったが、やっぱりなかなか集まらないんです。町内全部やっていましたが、町中の町内会では半分も集まればいいところだといった。個人情報なのでなかなか書いてくれないと。やる気にはなったが、完成したかどうか。日吉は50戸くらいなので、大体おさえて作ってはありますが、やはり戸数が多いとそう簡単にはいかない。試みたことはあるが、それで終わりじゃないでしょうか。

鈴木委員 : 北見みたいになると無理なんでしょうけど、やらないとダメですよ。

三角委員 : それは、民生委員で回りましたよ。僕もそうなんですけど、この間、各民生委員で独居老人は何人いるんだけど、その人達に、災害の時には助けが必要かどうかはんこをもらってくるという仕事があっけいってきました。

清井会長 : 民生委員は何人いるんですか。全町を把握しているのですか。

三角委員 : 各町内会に民生委員がいるので、把握しています。

吉田次長 : 民生委員の組織の中では、そういう決めをやって、調査かけるんですよ。その情報を町内会のほうに出すかといったら、それはまた別な問題ですよ。便宜的にやればいいんですけど、そこまでの承諾が個人から得られるかといったら、それは難しいですね。

三角委員 : でも、はんこをもらいにいったのは、災害のときに助けが要るかどうかということで、ほとんどの人ははんこを押すんですけど、それは、災害になったら皆さんが行くんですよ。説明ですと。

清井会長 : 民生委員は各町内会に1名ずついるのですか。

三角委員 : 弁天・豊浜・東浜を二人でやっていますが、ほかはいます。かなり厚い名簿をもらって一軒一軒回ったんですけど。

清井会長 : それが、すんなり町内会のほうにはこないで、

鈴木事務所長 : 前回の大雨で避難の時は、民生委員さんがそういう情報を持っているので、保健福祉課が窓口になって、そこから全員のところへ電話をして助けに行くという形でした。

三角委員 : 民生委員は独居老人がどこにいるかということは、すべて把握しています。民生委員に連絡が行くというルートさえしっかりしていれば、簡単じゃないで

すかね。

新谷委員 : 合併してから見ている中で、北見、端野、留辺蘂、常呂と見たときに、災害の起こる危険度が高いのは常呂ですよね。のんびりしているのもどうかと思います。

白石支所長 : 実際の動き方ということですよ。

鈴木委員 : 何があったらこうということを書いてやらないと。運用の形を具体的に。例えば、独居老人は民生委員から連絡がいきますとか、そういうのがきちんとなっていれば心配ないと思います。それが一緒に来てれば、個人情報が出なくてもいいですよ。

稲田委員 : 独居老人とはいくつからですか。

三角委員 : 介護度によっても違うと思うのですが、65歳くらいからでしょうか。

稲田委員 : 独居老人は、一人で元気に暮らしている方も該当するが、よぼよぼの二人で暮らしている方は対象外なんです。二人でいるがために、独居老人の対象外になり手伝いもいただけない、独居の一人暮らしと同じでなくてもいいから、たまには対象にして欲しいという話を聞きました。

三角委員 : 今回まわったのは、一人暮らしだけでなく、夫婦でも一人が年を召していればはんこをもらいに行きました。

稲田委員 : 特に、災害のときに対象になるのは年をとった二人で暮らしている人も加えていただけたらみんなもっと安心だと思う。

森田保健福祉課長 : 65歳以上の人がいて家族と同居でも、家族が普段いなくて災害時に援助が必要だという人は実態を調査するということになっています。独居だけではないんです。若くても障害があって援助が必要だという人も実態は把握しています。単純に、65歳以上で一人暮らしということではありません。

三角委員 : 民生委員にきちんと連絡がいくかどうかなんです。民生委員は情報を持っていますが、資料はほかの人には絶対に見せてはいけません。災害の時にはそんなことは言ってられませんので、民生委員へのコンタクトがしっかりしていればクリアできると思います。

白石支所長 : 行政として非常に密接なつながりを持たなくてはなりませんから、そのへんはしっかり連絡、調整しながら対応していきたいと思います。

清井会長 : 次に、市民環境課お願いします。

三嶋市民環境課長 : 市民環境課所管事項について資料2・資料3に沿って説明

No.4 住民センター整備事業(常呂自治区)

No.5 姉妹友好都市交流推進事業

No.6 墓地霊園整備調査事業

No.7 常呂町斎場改修事業

No.8 常呂污水处理施設機器改修事業

No.9 一般廃棄物処理センタートラックスケール更新事業

清井会長 : ただいま説明のありました市民環境課所管事項について、何かご質問等ござ

いますか。

鈴木委員 : 7番の常呂町斎場改修事業ですが、どうしてもこれから常呂になくてはならないものであれば、新築や改修というのは分かるのですが、今の説明の中ではいつかは北見にという話でした。葬式を考えると斎場を利用するのは翌日で、親戚の方が斎場に行って帰って来るとだいたい1日つぶれると思うんです。北見の斎場に行ったことがあるのですが、非常に綺麗で建物も周りの環境もいいです。前の話で、緊急にこれになったということで、だいぶ気を使われて課長は話をしているのだと思うのですが、将来的に北見になるのであれば、途中で今ここだけ直してもいずれまたどうのという話になり、北見の斎場を使うということもいつかやらなければならないなら、みんなで考えてみてもどうなのかと。人の命の部分なのでみなさん想いがあるのかもしれませんが、距離だけの部分を考えて使うんだったら、北見の斎場を使うのでもいいのかと個人的には思います。

清井会長 : 以前にもこのまちづくり協議会で協議したんですが、それを踏まえてのことです。

吉田次長 : 二つの意見があったんです。ちょっと微妙な問題で、鈴木委員のような意見と、気持ちの面で最後は常呂でという意見とありました。

三角委員 : もし、北見になったらここから斎場に行くには一時間くらいかかりますよね。行く時間というのは、先程鈴木委員も言いましたがそれほどでもないんです。どちらにしても一日つぶれるので。ただ、常呂町は周りがみんな手伝うじゃないですか。手伝いも何人か斎場に行ってご飯を出したりします。北見の場合、葬儀会社が全部仕切ってやるので斎場に行ってもお弁当もきちんと出てきます。常呂でも、そこまでやってくれる会社があれば、私は、北見でやってもかまわないと思います。

新谷委員 : 前に説明があったときに、同じように将来的には北見に。斎場そのものは新築ということは無理だが、若干の改修ならやってもらえるということになったんです。そのときに、もう一つお風呂に話があったんです。お風呂もぼろぼろで直しましょうと。そのときに、斎場はきっとなくても不便だが困らない。でも、お風呂は困る人がいるということで、色分けしていかないと、ということだったので。なんでも要求するということは難しいので、この斎場の問題もどこかではっきりしないとならないよねというのが、そのときの話でした。

三嶋市民環境課長 : 斎場はここ数年、年間50体前後の利用があります。浴場は本年度改修されます。北見のやすらぎ苑との統合については、今現在の時点で、何年後を目途にといった具体的なものは一切ございません。当面、協議事項が出てくるものと思われまます。

清井会長 : 北見の斎場も結構込んでいますよね。それを考えると、そこに常呂もとなるとどうなんでしょう。新築することはないけれど、小破修繕くらいでやれるだけやったほうがいいのかと思います。

三嶋市民環境課長 : 留辺蘂にも斎場はあるのですが、仮に北見に統合ということになれば、常

呂だけでなくそちらのほうも協議事項になってきます。

吉田次長 : 留辺薬のほうが古いのですが、合併前に改修していますので、結構長持ちするのではないかと思います。

清井会長 : 次に、文化財課お願いします。

柳谷博物担当係長 : 文化財課所管事項について資料 2・資料 3 に沿って説明

No.21 ワッカ原生花園植生調査事業

清井会長 : ただいま説明のありました文化財課市民環境課所管事項について、何かご質問等ございますか。

寺町委員 : 調査した後どういう取組みになっていくのでしょうか。

柳谷博物担当係長 : 調査した結果、例えばオオアワダチソウを見つけましたとなりましたら、産業課のほうにすぐに報告しまして、産業課のほうで抜き取り作業ですとかという形になってきます。外来ハチが発生したとなると、また産業課のほうにすぐに連絡しまして動いてもらうということになります。そんな感じで保護管理をしています。道にも国にも常呂の産業課にも報告しています。

寺町委員 : 新聞で読んだのですが、確か国道 238 号線のどこかのラインでオオアワダチソウを食い止めるための何かをやっていますよね。それに対して、そういうところに看板を設置するとか、ここから植生を守るための動きをしていますというのが全然見受けられないのですが、それはまた別な話になってくるのですか。

柳谷博物担当係長 : オオハンゴンソウという特定外来生物の一つなんです。特定外来生物につきましては、間違えて抜いてどこかに持って行っただけでも、個人だと 300 万円の罰金、法人だと 1 億円の罰金が掛かるんです。ちょっと、特殊な植物なんです。それにつきましては、環境課が主体となりまして啓発活動や防衛ラインを作ってそれ以上はならない。佐呂間町に行きましたら一円がそうですし、留辺薬町もかなり広くオオハンゴンソウにつきましては広がっている現状がございます。私どものところで、一応オオハンゴンソウにつきましては、アライグマとかもそうですが、特定外来生物につきましては把握するようにまた別の形で調査しております。

辻産業課長 : 今、柳谷博物担当係長から話がありましたように、ワッカにつきましては、現在、北見市、北見市教育委員会の各部署、それから国定公園を管理しますオホーツク総合振興局、それから営林署と関係機関が 2 ヶ月から 3 ヶ月に 1 回程度の会議を持ちまして、ワッカ原生花園を守っていかうということで協議を重ねております。この会議につきましては、今後恒常的な連絡会議にしていこうということで、それぞれの関係機関が集まって知恵を出し合い対応しております。道路を管理する開発建設部も含めて、皆さんワッカのことには関心を持っていますので、今後ともそのように進めていきたいと思っております。

寺町委員 : 特に、そういうことは、近くで生活している人達が知らなくてはいけない情報だと思うのですが、近所にいる人が対応していくことが大切だと思うので、

そのへんを分かるようにしてもらいたいと思います。

白石支所長 : オオハンゴンソウとはどんな植物ですか。

柳谷博物担当係長 : オオハンゴンソウというのは黄色い花です。よく仏様のところに持って行って、そのために農家の方が結構植えているんですよ。

新谷委員 : それを、民間で勝手に抜き取ってしまおうということは本当はダメなんですか。

柳谷博物担当係長 : 道の許可が必要です。環境省に届けてからやることになります。セイヨウオオマルハナバチもそうです。ワッカにたくさん飛んでいます。特定外来生物になりますので、きちんと環境省の許可を取って。一応、北海道は環境省の許可をとっていますので、セイヨウオオマルハナバチバスターズというのを付けていれば捕獲できます。

新谷委員 : そこから先、捕った人はどうするのといったことを、しっかり管理しないと増えてしまう要因になってしまうので。

柳谷博物担当係長 : 持って歩いて、移動ただけで罰金の対象になりますので。

三嶋市民環境課長 : その関係は環境課のほうで対応して抜き取り等をしてはいますが、佐呂間町のほうがすごいんです。それで佐呂間町に行って、北見はこういう取組をしているので協力をと依頼しています。開発や土現も道路の関係で草刈を年2回程今年もやってくれているのですが、ただ、佐呂間から向こうのほうは管轄が違うというようなこともありまして、佐呂間町に出向いて理解とご協力をというお願いをしてきました。

清井会長 : 予定の時間となりましたので、本日の協議会は一旦ここで終了とし、次回の協議会で引き続き事業の説明、さらには、優先事業の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成 22 年度第 4 回常呂まちづくり協議会を終了いたします。

【次回開催日程】

事務局 : 次回の協議会の開催についてですが、先程、会長からお話がありましたとおり、本日に引き続いて、各課からの事業の説明、その後、優先事業の審議をしていただくことになります。時間をおかないで、近日中に続きの審議をお願いしたいと考えておりまして、本日協議会終了後、みなさんのスケジュールを確認したいと思いますのでよろしくお願いします。